

令和7年3月21日制定

令和8年4月22日改定

現場環境改善費の運用要領

1. 目的

- ・本要領は、公共事業の円滑な執行を図るべく、周辺住民の生活環境への配慮及び建設事業の広報活動の実施に対して現場環境改善費を計上し、建設現場の環境改善を図るとともに、建設業の担い手確保等に寄与することを目的とする。

2. 適用の範囲

- ・大村市、大村市上下水道局、大村市ボートレース企業局が発注する工事（営繕工事、施設機械工事、災害復旧工事は除く）において、全ての屋外工事を対象とする。
ただし、維持工事等で実施が困難又は効果が期待できない工事については対象外とすることができる。
- ・上記「実施が困難又は効果が期待できない工事」については、設計金額500万円未満の工事とし、設計金額500万円以上の工事については、全て現場環境改善費を計上するものとする。
- ・起工時における設計金額が500万円未満の工事であっても、変更契約時における設計金額が500万円以上となる場合は、現場環境改善の実施が可能な場合のみ、現場環境改善費を計上してよいものとする。なお、設計金額500万円未満の工事、起工時に現場環境改善費が未計上となっている工事であっても、現場環境改善の実施が可能なものについては、現場環境改善費を計上してよいものとする。

3. 実施内容

(1) 現場環境改善（率計上分）

- ・下表の内容のうち、原則として、各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）ごとに、1内容ずつ（~~いずれか1費目のみ2内容~~）の合計~~5~~4つの内容を実施する。

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減 ⑦ICT設備の充実 ⑧作業負荷の低減

営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働者宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導員待機室） ④ ③現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ⑤ ④健康関連施設衛生設備及び厚生施設の充実等（空気清浄機等）
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報機等） ③避暑（熱中症対策） →防寒対策 ③健康関連施設の充実（AED設置等） ④野生生物・害虫対策（ハチ対策等）
地域連携	①完成予想図 ②工法説明図 ③工事工程表 ④デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） ⑤見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑥見学所（インフォメーションセンター）の設置及び運営 ⑦パンフレット・工法説明ビデオ ⑧地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ⑨社会貢献 ⑩ 現場景観向上（美装化）

- ・ 4 費目 ~~5-4~~ 内容が実施できない場合、監督職員と協議の上、地域の状況・工事内容等により、組み合わせ実施費目数及び実施内容数を変更してもよいものとする。
- ・ 維持工事等で多く見られる、点在工事や短期間工事、市街地の土地の制約等の理由から現場事務所を設置しない場合においても、監督職員と協議の上、実施費目数及び実施内容数を変更して対応する。
- ・ バイパス工事や交通量の過多に関わらず、現場事務所に設置する場合は、積極的に現場環境改善費を計上する。

現場事務所を設置しない場合の実施事例
 車載工事看板、デザイン工事看板、車載トイレ、LED 看板、スリム看板、バルーンライト、ステッカー（飲酒運転撲滅等）、ソーラー点滅灯、工事看板の夜間照明、~~費用~~
~~飲料水の配布~~、工事看板保護カバーの設置など

現場事務所を設置する場合の実施事例

フラワーポッド設置、現場休憩所の設置、発電機設置、仮設水道設置、休憩環境の設置（畳、カーペット等）、工事のお知らせ、加湿器・電子レンジ・血圧計・アルコールチェッカーの設置、机椅子等備品一式など

(2) 現場環境改善（積上げ分）

- ・主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策

(遮光ネット、大型扇風機、製氷機、日除けテント、ミストファンの配置等)

※「港湾・漁港請負工事標準積算基準」は「熱中症対策・防寒対策に関する費用」の積み上げ計上対象外（これまでどおり率分のみでの計上）であるため留意のこと。

4. 実施内容の確認

(1) 現場環境改善（率計上分）

- ・一般土木工事においては、4費目~~5~~4内容を実施する場合は、受注者からの見積書の提出は求めない。
- ・設計金額1億円以上の工事においては、現場環境改善費相当額（当初設計書に計上している設計金額）が比較的高額になってくるため、見積書の提出を求めない場合であっても、実施内容と現場環境改善費相当額に大きな乖離がないか、把握すること。
- ・一般土木工事においては、実施内容数を減らす場合のみ、現場環境改善費相当額が実施されるか確認のため、受注者に見積書を依頼提出させ、実施金額の確認を行う。
(見積の妥当性を確認する必要はない)
- ・実施内容数を変更する場合、現場環境改善費が率計算により算出されるため、減額変更できない。当初設計書に計上されている現場環境改善費相当額が実施されるか確認することが重要である。
- ・変更契約時においては、当初の現場環境改善計画書提出時に現場環境改善の実施内容と金額を確認しているため、見積書の再提出は求めない。

(2) 現場環境改善（積上げ分）

- ・受注者が、熱中症対策・防寒対策に要する費用の積み上げ計上を希望する場合は、対策に必要な施設・設備の種類、規模、設置期間及び概算費用等を記載した工事打合せ簿を提出させ、対策の妥当性を確認し、積み上げ計上の対象を認定する。

5. 書類の提出

- ・現場環境改善の実施に際し、工事着手前に現場環境改善の具体的な実施内容、実施期間

について、計画書を提出させるものとする。また、工事完了後には、現場環境改善の実施写真を提出させるものとする。

~~＝(1) 請負金額 500 万円未満~~

・工事着手前に、**施工計画書（請負金額 500 万円未満は工事打合せ簿）**により、現場環境改善計画書を提出させる。（実施内容数を変更する場合は「協議」とし、見積書を提出させ実施金額を確認する。）

・工事完了後に、工事打合せ簿により、現場環境改善の実施写真を提出させる。

また、積上げ分において実施した対策は、**施設・設備の種類及び設置期間を工事打合せ簿に記載させる。**（対策に要した費用の明細等を記載した領収書を提出させ確認する。）

~~＝(2) 請負金額 500 万円以上~~

~~→工事着手前に、施工計画書に含め、現場環境改善計画書を提出させる。（実施内容数を変更する場合は「協議」とし、見積書を提出させ実施金額を確認する。）~~

~~→工事完了後に、工事打合せ簿により、現場環境改善の実施写真を提出させる。~~

6. 積算の方法

(1) 基本的な考え方

1) 現場環境改善に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとする。また、標準的な実施内容を契約図書に明示するものとする。

2) 「**熱中症対策・防寒対策に関する費用**」について、受注者より実施内容及び対策費用の支出実態が確認できる根拠資料が工事打合せ簿により提出された場合、対策の妥当性を確認の上、現場環境改善費の積上げ計上分として変更契約にて計上する。

なお、「**熱中症対策・防寒対策に関する費用**」の積上げ計上にあたっては、現場管理費に計上される作業員個人への対策内容と重複がないことを確認し、率計上額の 100%（同額）を上限とする。

<設計変更の対象とならない熱中症対策・防寒対策に係る費用（例）>

主に作業員個人に対する熱中症対策費用。

例) ・塩飴・経口補水液等効果的な飲料水 ・空調服 ・熱中症対策キット等

~~⇒3)~~ 費用が巨額となるため現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を物価資料又は見積等を参考に適切に計上するものとする。

(2) 積算方法

- ・現場環境改善費は、「土木工事積算基準書」（共通編）の「土木請負工事における現場環境改善費の積算」または県農林部基準によるものとする。
- ・率に計上されるものは、3. 実施内容のうち、原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）ごとに1内容ずつ~~（いずれか1費目のみ2内容）~~の合計~~5~~4つの内容を基礎とした費用である。
また、選択にあたっては、地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容数変更してもよい。
- ・現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体の率である。

(3) 設計変更について

- ・現場環境改善費（率計上分）については、最終設計変更の設計金額に基づき算定する。
- ・現場環境改善費（積上げ分）については、熱中症対策・防寒対策に関する施設及び設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費相当額を計上する。設置期間分の減価償却費相当額については、国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出することとし、設備の種類及び規模並びに設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。
 - ・「熱中症対策・防寒対策に関する費用」の積上げ計上方法については【別添1】、積算に関する具体的な対応フロー及び工事打合せ簿作成例は、【別添2】【別添3】を参照のこと。

7. 履行の確認について

~~(1) 設計金額 1,000万円未満~~

~~→工事立会時に、履行状況の確認を行う。~~

~~→工事完了時に、提出された実施写真にて、履行状況の確認を行う。~~

~~(2) 設計金額 1,000万円以上~~

- ・工事立会時、又は施工プロセスチェック時に、履行状況の確認を行う。
- ・工事完了時に、提出された実施写真にて、履行状況の確認を行う。

※不履行とならないために

- ・現場環境改善については、設計図書に記載し、受注者が受注した時点で契約事項となり、原則、減工は不可である。
- ・現場環境改善計画書提出時に、受注者と実施内容、実施期間等について、十分な打合せを行うものとする。
- ・現場環境改善計画書提出後、現場状況等により、実施内容等に変更が生じた場合は工事打合せ簿にて「協議」するものとし、当初設計書に計上されている現場環境改善費相当額が実施されるか確認するものとする。

8. 工事成績評定について

【評価条件】

- ・現場環境改善計画書に記載しており、実施内容数（~~5~~4つ）を超えて実施するものについては、考査項目「創意工夫」「社会性等」の評価対象とする。

【主任監督員】

- ・実施内容数を超えて実施するもので、「安全関係」に該当する場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」の「安全衛生」で評価する。

【担当課長】

- ・実施内容数を超えて実施するもので、「地域連携」に該当する場合は、工事成績評定の考査項目「社会性等」の「地域への貢献等」で評価する。

9. 特記仕様書等への記載について

- ・次の記載例を参考として適用する。

（特記仕様書記載例）

第3章 施工条件明示

第1節 ○○○～

現場環境改善関係

- ・現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として、各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）ごとに1内容ずつ~~（いずれか1費目のみ2内容）~~の合計~~5~~4つの内容を実施するものとする。ただし、地域の状況・工事内容により実施費目数及び実施内容数を変更する場合は、監督職員と協議するものとする。
- ・受注者は、現場環境改善の具体的な実施内容、実施期間について、工事着手前に監督

職員へ提出するものとする。また、工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。

- ・現場環境改善費のうち、「熱中症対策・防寒対策に関する費用」については、受注者から工事打合せ簿により当該対策費用について根拠資料が提出され、対策の妥当性が確認された場合、当該対策費用について設計変更により積上げ計上を行うものとする。

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減 ⑦ICT 設備の充実 ⑧作業負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働者宿舍の快適化 ③デザインポットス（交通誘導員待機室） ④③ 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ⑤④ 健康関連施設衛生設備及び厚生施設の充実等（空気清浄機等）
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報機等） ③避暑（熱中症対策）→防寒対策 ③健康関連施設の充実（AED設置等） ④野生生物・害虫対策（ハチ対策等）
地域連携	①完成予想図 ②工法説明図 ③工事工程表 ④デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） ⑤見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑥見学所（インフォメーションセンター）の設置及び運営 ⑦パンフレット・工法説明ビデオ ⑧地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ⑨社会貢献 ⑩現場景観向上（美装化）

10. 適用年月日

- ・令和 78 年 45 月 1 日以降に起工する工事から適用する。

なお、適用日前に起工済みの工事のうち、令和 8 年 4 月 1 日改定の標準積算基準書等に基づき現場環境改善費率を算定したものは、本要領について適用可能とする。

積上げ費用の計上方法

積み上げ計上する費用については、建設現場における熱中症対策・防寒対策のための施設や設備に要するリース価格もしくは減価償却費相当額とし、共通仮設費に計上する。

1. リース品の場合

施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。

積算価格＝月当たりリース価格×1×設置月数

※ 1 実際のリースにかかる明細書等を領収書で確認

2. 購入品の場合

施設・設備の設置期間分の減価償却費相当額を計上する。

積算価格＝購入価格×2×設置月数／（耐用年数×3×12）

※ 2 実際の購入にかかる明細書等を領収書で確認

※ 3 耐用年数については、積算時点における国税庁の減価償却資産の耐用年数表を参考に算定する。

表. 耐用年数の例

項目	耐用年数(年)	国税庁品目	
		構造・用途	細目
遮光ネット	8	日よけ設備	その他のもの
大型扇風機	8	電気機器	その他のもの
扇風機	8	電気機器	その他のもの
製氷機	4	電気機器	氷冷蔵庫
日除けテント	8	日よけ設備	その他のもの
ミストファン	8	電気機器	その他のもの
休憩車	6	一般用のもの	その他のもの

〈減価償却費相当額の積算例〉

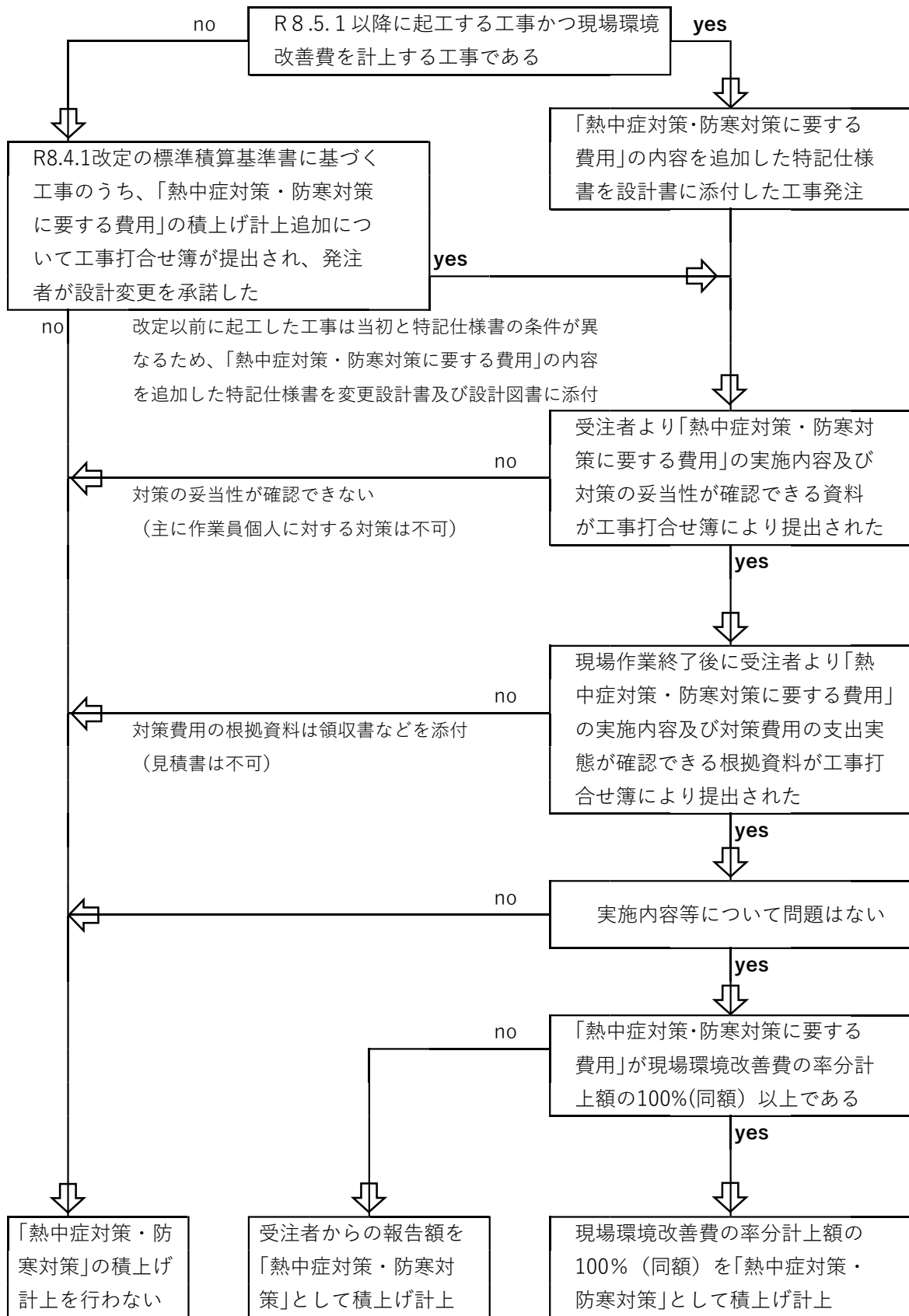
耐用年数が8年のミストファン（10万円）を購入し、3ヶ月間設置した場合。

$100,000 \text{ (円)} \times 3 \text{ (ヶ月)} \div (8 \text{ (年)} \times 12 \text{ (ヶ月)}) = 3,125 \text{ (円)}$

3. 計上費用

計上する費用は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないものとし、現場環境改善費率分で計上される額の100%を上限とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の積上げ計上に関する対応フロー



※上記より確定した「熱中症対策・防寒対策に要する費用」を変更設計書に計上する。

工事打合せ簿作成例（受注者発議）

工事打合せ簿（発議者：受注者、発議事項：協議）

（内容）

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の実施内容について

標記について、別添のとおり実施内容及び対策に要した費用を報告しますので、当該費用の設計変更について協議いたします。

※この工事打合せ簿の提出がない場合は熱中症対策・防寒対策に要する費用の積上げ計上は行わないため留意のこと。

工事打合せ簿作成例（添付資料）

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の実施内容一覧

	実 施 内 容	金 額	備考
1	遮光ネット	5,000	購入
2	ミストファン	35,000	リース
3	大型扇風機	30,000	リース
	合 計	70,000	

※1 上記対策の実施内容及び金額が分かる根拠資料（領収書等の写し）を添付のこと。

※2 「作業員個人」に対する対策費用は対象外となるため記載しないこと。

（空調服、冷感スプレー、塩飴などは対象外）

※3 上記の記載内容を満たせば一覧表は任意様式で作成して良い。

工事打合せ簿作成例（受注者発議）

改定以前に起工済みの工事が対象

工事打合せ簿（発議者：受注者、発議事項：協議）

（内容）

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の実施内容について

本工事の現場環境改善費で実施する「熱中症対策・防寒対策に要する費用」は率分による計上となっておりますが、「現場環境改善費の運用要領（R8.5.1適用）」に基づき、当該対策費用について率分による計上から積上げによる計上に変更していただきたいので、本工事における上記通知の適用可否について協議いたします。